

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月28日

住 所 北海道函館市末広町5番14号
事業者名 函館市企業局
代表者名 函館市公営企業管理者 企業局長
田畑 浩文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・バリアフリー法に基づく電停の改良工事を実施する。 十字街電停（往復線）の改良工事を2023年度末までに完了させる。・バリアフリー適合車の導入 2022年度にバリアフリー適合車を導入する。・営業車両の車体改修 営業車両平均車令が46年になっていることから車体改修を継続して実施する。 *スタンプポール・低位置のつり革・行き先表示器（カラー）を設置する。 <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・交通誘導員の配置 工事等の実施により移動円滑化された経路が遮断される場合、工事箇所適切に交通誘導員を配置し安全な経路に誘導する。・旅客に接する職員を対象とした研修の実施 高齢者、障害者の方の乗降支援及び誘導案内の研修を実施する。・情報提供設備の計画的な整備 車内及び車外における情報提供の拡充を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・十字街電停	・2023年度末までに、電停の有効幅員を1.5mに拡幅し、スロープを設置する。
・乗降口付近の段の識別	・乗り口の段差が認識しやすい色つき滑り止めを3両に設置する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・高齢者、障害者に対する乗降介助訓練の実施	・高齢者、障害者等の乗降支援の方法に関する教育訓練を継続的に実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗務員に対する乗降支援の研修 (乗降介助訓練) ・交通誘導員の配置	・事故防止研修時に障害者に対する乗降訓練を実施する。 ・工事期間中の営業時間内について、交通誘導員を配置することで、安全な経路に適切に誘導する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	・車外行き先表示器をカラー化 (2021 年度 1 両)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員に対する乗降支援の研修	・障害者（車椅子）の乗降支援について研修を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
インターネットによるバリアフリー情報「らくらくおでかけネット」の活用	・旅客施設等の利用者に対する情報提供の内容を更新

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

取組の取り扱い部署について

- ・バリアフリー化は関係する部署が多いことから、ハード面については施設課，ソフト面については事業課がそれぞれ主管を務める。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

インターネットの利用（HPに掲載）

Ⅵ その他計画に関連する事項

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。